

【投票期間】 8月11日(金)から8月26日(土)まで
(選挙当日(8月27日))は、期日前投票所では投票できません)

【投票時間】 午前8時30分から午後8時まで

【投票場所】 常陸大宮市役所期日前投票所、山方支所期日前投票所、美和支所期日前投票所、緒川支所期日前投票所、御前山支所期日前投票所

※8月25日(金)、26日(土)の期日前投票所は混雑が予想されます。投票日当日に投票所に行けない方は、早めに期日前投票をしましょう。

《臨時期日前投票所の設置について》

本庁及び各支所における期日前投票所のほかに、投票区の再編により投票所までの距離基準を超えて統合することとなる次の旧投票区については、従前の投票所において臨時期日前投票所を設置します。

再編前の投票区名	臨時期日前投票所	設置期日
山方第7投票区 【諸沢地区】	山方公民館諸沢第五区分館	8月23日(水) 9時～正午
美和第1投票区 【氷之沢地区】	野沢会館	8月23日(水) 13時30分～16時30分
御前山第7投票区 【檜山地区】	檜山公民館	8月24日(木) 9時～正午

◆投票所入場券について

8月8日(火)頃に、郵便でお届けします。

投票所入場券は、封書様式により世帯ごとに郵送します。また、1通に最大6人分をまとめて送付します(6人を超える世帯には複数枚お送りします)ので、**投票する際は、必ずご自身の投票所入場券を切り離して投票所に持参してください。**

なお、投票所入場券を持ち合わせていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所又は期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。

◆代理投票について

心身が不自由で字が書けない方は、代理投票ができます。

代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示通りに記入したかを確認して投票する方法です。投票内容がほかに漏れることはありません。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。

また、投票する際に介添えが必要な場合なども係員にお申し出ください。

◆不在者投票について

・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

手続きの流れは以下のとおりです。

①投票用紙等の請求(本人→常陸大宮市選挙管理委員会)

不在者投票宣誓書兼請求書に必要な事項を記入のうえ、常陸大宮市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。**必ず本人が記入してください。**電子メールやファクシミリでは受け付けできません。